

「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」の改正の概要

令和7年6月27日
環境生活部廃棄物指導課

1 改正趣旨

千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）において、廃棄物処理施設の設置等の許可申請に当たっては、事前協議及び廃棄物処理施設の構造基準や維持管理基準等について定めているところである。

今般、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年環境省令第4号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年環境省令第6号）及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和7年環境省令第7号）が公布され、大腸菌群数に係る改正が令和7年4月1日から施行された。（以下「省令等の改正」という。）

この省令等の改正を受け、またその他必要な指導要綱の改正を行う。

2 改正概要

（1）浸出液処理設備の排水基準の改正

（従前）項目 有害物質以外（13）大腸菌群数 排水基準 3,000 個/c m³以下

（改正後）項目 有害物質以外（13）大腸菌数 排水基準 800 コロニー形成単位/mL以下

[理由] 大腸菌群数についての省令等の改正を受け、浸出液処理設備の排水基準についても同様の基準に改正する。

（2）安定型最終処分場の漏洩水の水質検査項目並びに中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設の放流水の水質検査の排水基準の改正

（従前）項目 有害物質以外（13）大腸菌群数 排水基準 3,000 個/c m³以下

（改正後）項目 有害物質以外（13）大腸菌数 排水基準 800 コロニー形成単位/mL以下

[理由] 大腸菌群数についての省令等の改正を受け、安定型最終処分場の漏洩水の水質検査項目並びに中間処理施設及び産業廃棄物の再生利用施設の放流水の水質検査の排水基準についても同様の項目及び基準に改正する。

（3）その他所要の改正

[理由] （1）、（2）の改正を受けた様式の所要の改正。その他所要の規定整備。

3 施行日

令和7年7月1日